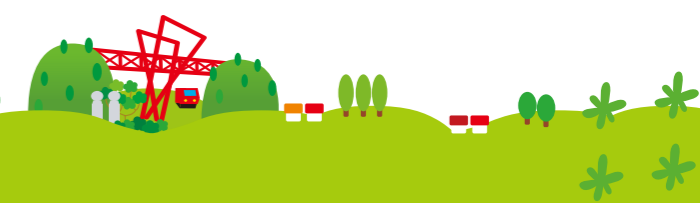


# 後期高齢者医療についてのお知らせ

☎ 役場健康保険課 883-1111

長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎ 816-3930



## 保険料が改定されます

平成30・31年度の保険料、賦課限度額および均等割軽減の基準額が変わります

### ① 保険料について

保険料は2年ごとに見直されることになっており、平成30・31年度の保険料は次のとおりです。

	平成30・31年度(新)	平成28・29年度(旧)
所得割率	8.67%	8.80%
均等割額	45,800円	46,800円

### ② 賦課限度額について

平成30年度から保険料の賦課限度額が57万円から62万円に引き上げられます。

	平成30・31年度(新)	平成28・29年度(旧)
賦課限度額	62万円	57万円

### ③ 軽減の拡大について

所得の低い方の均等割5割・2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。

	平成30・31年度(新)	平成28・29年度(旧)
5割軽減	33万円+ (27.5万円×被保険者数)以下	33万円+ (27万円×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+ (50万円×被保険者数)以下	33万円+ (49万円×被保険者数)以下

※同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額で判定されます。

※総所得金額等とは、年金所得、給与所得、事業所得などの所得及び退職所得以外の分離所得の合計額をいいます。

### ④ 保険料の計算方法

年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

$$\text{年間保険料 (限度額62万円)} = \text{均等割額 45,800円} + \text{所得割額 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 8.67% (所得割率)}$$

※均等割額・所得割率は引下げとなりますが、所得が増加した場合や軽減特例の見直しにより、保険料が増額になる場合があります。

## 保険料軽減特例の見直しについて

### ● 所得割額の軽減特例措置の見直し

所得割額を負担する方のうち、※年収約153万円から約211万円の方の軽減特例措置は、平成29年度は2割軽減でしたが、平成30年度は軽減なしとなります。

※年金収入のみの場合(所得の種類で異なる)

	平成29年度	平成30年度
所得割額	2割軽減	軽減なし

### ● 被用者保険の被扶養者だった方の軽減特例措置の見直し

後期高齢者医療制度の加入時に健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、平成29年度の均等割額は7割軽減でしたが、平成30年度は5割軽減となります。

	平成29年度	平成30年度
均等割額	7割軽減	5割軽減

※世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計によっては、低所得者に対する軽減措置(9割軽減または8.5割軽減)が適用されることがあります。

★平成30年度の保険料額は、平成29年中の所得状況などに基づいて7月に決定されます。

## お口の健康指導を受けてみませんか？

長崎県後期高齢者医療広域連合では、「お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業」を実施しています。お口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能の向上は、食事をおいしく食べるだけでなく、全身の健康や生活全体の活性化につながります。皆さまも、ぜひこの機会にお口の健康指導を受けてみませんか？

※受診できる歯科医院は、長崎県歯科医師会加盟の歯科医院、小値賀歯科診療所及び長崎市高島国民健康保険診療所となっています。

**甲** 長崎県後期高齢者医療広域連合または町健康保険課に電話などで申込み、または受診を希望される歯科医院を通じてお申し込みください。申込みをされた方には受診券が郵送されます。

**対** 長崎県後期高齢者医療の被保険者の方(県外居住の方、医療機関などへ入院されている方は除く)

**内** 受診方法 長崎県後期高齢者医療広域連合から送付される受診券によりお口の健康指導が受けられます。

**料** 無料